

## 第5節 動物愛護と管理

### 【現状と課題】

#### 1 狂犬病予防

現在、狂犬病の国内発生はありませんが、海外では毎年約6万人が死亡しています。平成25年には、50年以上発生のなかった台湾においても野生動物と犬に狂犬病が確認されており、日本への侵入とまん延の防止を強化していく必要があります。

犬の登録が一生涯に1回となった平成7年度以降、東京都全域では登録頭数が増え続ける一方で、狂犬病予防注射の実施率は低下しています。島しょ圏域においては登録、注射頭数ともに減少傾向ですが、平成28年度の注射実施率は東京都全体より10ポイント高くなっています。狂犬病発生時には犬の所在地等に関する情報が重要となるため、飼い主は登録及び注射とともに届出を適正に行い、町村は狂犬病予防の普及啓発、指導及び登録原簿の適正な管理が必要です。

犬の登録頭数、狂犬病予防注射頭数及び実施率の推移

区分	平成7年度			平成28年度		
	期末登録頭数	注射頭数	実施率	期末登録頭数	注射頭数	実施率
東京都	248,432	248,276	99.9%	519,417	380,397	73.2%
島しょ	1,575	1,610	102.2%	1,201	999	83.2%

資料：「狂犬病予防・動物管理関係報告」 東京都福祉保健局

※ 注射後の転居や死亡等の届出により登録原簿から削除された犬は、期末登録頭数に含まれないため、実施率が100%を超えることがある。

#### 2 動物に関する苦情及び子猫の引取り

動物に関する苦情受理件数は、過去5年間、東京都全体では1万件前後で横ばいであるのに対し、島しょ圏域では減少傾向となっています。苦情の内容は、犬では放し飼い、ふんの放置等の基本的なマナー違反が多く、猫では「飼い主のいない猫」への無責任なエサやり、ふん尿に関する苦情が多数を占め、犬より猫に関する苦情が多く、各町村とも同様な状況です。

動物に関する苦情受理件数の推移（件）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東京都	9,970	10,950	10,648	9,856	10,369
島しょ	125	129	100	94	52

資料：「狂犬病予防・動物管理関係報告」 東京都福祉保健局

子猫の引取数については減少傾向で、平成29年度の島しょ保健所における拾得者からの子猫の引取数は16匹でした。これは、適正飼養の普及啓発に加え、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業を利用して不妊去勢手術を推進するなどの「飼い主のいない猫」対策が進められているところが大きいと思われます。

今後も引取数の減少及び猫に関する苦情を少なくするため、「飼い主のいない猫」対策のさらなる推進が求められています。なお、小笠原村では、平成29年度から村や環境省、林野庁、東京都獣医師会、NPO法人で構成された「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」が運営する動物対処室において、「飼い主のいない猫」対策を始めるなど、これまでよりも一歩進んだ新たな取組もなされています。

#### 3 動物由来感染症と災害発生時の対策

狂犬病以外の動物由来感染症においても、島しょ圏域で大きな問題となるような発生事例はほとんどありませんが、近年、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）やコリネバクテリウム・ウルセラヌ感染症等身近なペットに起因する事例が新たに報告されており、注意が必要です。また、鳥インフルエンザの発生に備え、その対応に必要な体制の整備が求められます。

島しょ圏域では、台風や噴火、地震、津波等の多様な自然災害が発生しやすく、災害時には、人と共に多くの動物が被災し、長期の避難生活を余儀なくされることもあります。そのため、飼い主自身が自分のペットに必要な資材を普段から備蓄し、同行避難を想定する他、町村の地域防災計画においてペット対策を盛り込むなど、平常時から万全の対策を講じておく必要があります。

#### 【施策展開の基本方針】

- 狂犬病の発生に対する備えや動物の不適切な飼い方によるトラブルを未然に防ぐために、犬の登録及び狂犬病予防注射の確実な実施と適正飼養の普及啓発を強化します。
- 子猫の引取数や猫に関する苦情を少なくするため、「飼い主のいない猫」対策に対する島民の理解を深める普及啓発と「飼い主のいない猫」対策をさらに推進します。
- 感染リスクが増加している動物由来感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実し、島民と動物の安全確保を図ります。

#### 【今後の取組】

- 1 ペットの適正飼養の普及啓発や「飼い主のいない猫」対策に係る取組の拡充
- 2 動物由来感染症や災害発生時の的確な対応

## 【指標】

指標名	現状	目標値
子猫の引取数	16匹	25%削減

## 《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬の登録及び狂犬病予防注射が確実に行われるよう、未注射犬の飼い主に対する督促を含めた指導とともに登録原簿を適正に管理します。</li> <li>保健所と連携し、適正飼養の普及啓発を行うとともに、猫の不妊去勢手術費用の助成制度やボランティアの活用など地域特性を踏まえた取組により、「飼い主のいない猫」対策を推進します。</li> </ul>
島 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼い主は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じ、動物をその終生にわたり適正に飼養する責務を果たします。</li> <li>犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、登録及び狂犬病予防注射を確実に実施します。</li> <li>「飼い主のいない猫」対策についての取組に理解を深めます。</li> </ul>
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所だよりやパンフレット等による広報及び飼い主への個別指導を通じた狂犬病や適正飼養の普及啓発を行い、町村と協力して犬の登録及び狂犬病予防注射の実施率の向上を図ります。</li> <li>東京都が作成した『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック』等を活用し、地域の「飼い主のいない猫」対策に係る取組を支援します。</li> <li>医療保健政策区市町村包括補助事業により、町村が実施する事業を支援します。</li> <li>災害時には、飼い主自らの対応が不可欠であり、平常時から備えることの重要性を普及啓発します。</li> <li>狂犬病をはじめとする動物由来感染症発生時に備え、関係機関や町村等との連携体制を強化していきます。また、発生時には、動物由来感染症マニュアルや狂犬病発生時対応マニュアルにより、動物愛護相談センター等の関係機関と連携し、管内の発生状況の調査・把握を実施して被害の拡大を防止します。</li> </ul>

## 第6節 災害対策

## 【現状と課題】

島しょ圏域は、火山、地震、津波、台風など、さまざまな自然災害のリスクを抱えています。災害発生時には、本土からの人員及び物資の輸送手段が限られ、物流が途絶するなど、孤立するおそれがあり、ライフラインが被災した場合、復旧までに長期間を要するおそれがあります。そのため、災害対策は非常に重要であり、平常時からの確実な備えが求められます。

## 1 火山への対応

東京都の火山はすべて島しょ圏域にあり、住民が居住している8つの火山島（大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）のうち特に活発に活動しているのは大島と三宅島です。平成28年4月には伊豆諸島の6火山（伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島）ごとに、火山防災協議会が設置され、火山避難計画、ハザードマップ、噴火警戒レベルリーフレット等について協議されています。

## 2 地震及び津波への対応

東京都は平成25年5月に、南海トラフ沿いで発生するマグニチュード9の巨大地震による東京の被害想定を公表しました。これによれば島しょ圏域は震度5強以下ですが、最大の津波の高さは新島で30.16m、到達時間は15分程度と予想され、島しょ圏域における人的被害は最大で約1800人と推定されました。

このため、各町村においても避難計画を策定するとともに、津波避難施設の設置や津波避難訓練を実施するなどの津波対策の強化が図られています。

## 3 台風や土砂災害への対応

島しょ圏域では関東地方よりも平均台風接近数が多く、海上のため勢力が強く、スピードは遅いため、風水被害のリスクがあります。台風による大雨や地震などが引き金になって、また、火山の噴火などによる土砂災害にも注意が必要です。

## 4 地域防災計画等による対策の充実

東京都地域防災計画（平成26年改定）及び各町村地域防災計画等に基づき、都及び町村は役割分担をして体制整備を図り、被災者の救護・救助等に万全を期すこととしています。また、保健所は災害時における保健所活動マニュアルを整備し、保健活動、保健栄養活動、医療救護活動の調整・協力、防疫活動、食品の安全確保、環境衛生の確保、動物の保護等を行います。

大規模な災害時には、迅速な初動医療・後方医療・搬送の確保、避難所での保健医療の確保、高齢者や障害者など災害時要援護者・介助者への迅速な対応等が求められます。